

水洗便所改造資金融資あっせん制度について

○制度の概要

くみ取りの便所(し尿浄化槽便所を含む)を水洗便所に改造するには多額の費用が必要な為、和泉市では、改造工事費用を自己資金で一時に負担することが困難な方に改造資金の融資をあっせんしています。

融資額は、改造工事費内の1万円単位の額で、融資額は最高10万円までです。返済期間は48カ月、毎月元利均等償還です。遅滞なく償還すると、利子相当額を市が補助します。

○対象者の要件

- ①独立の生計を営んでいること。
- ②借入金の償還能力を有すること。
- ③市府民税、固定資産税、都市計画税及び安益者負担金等を完納していること。
- ④自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- ⑤**確実な連帯保証人**を立てること。



☆連帯保証人の要件

- ・一定の収入又は一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営み、大阪府内に居住すること。
- ・市府民税、固定資産税及び都市計画税を完納していること。

※水洗便所への改造は、必ず和泉市の指定排水設備業者に依頼して下さい。指定排水設備業者以外で工事をした場合、融資あっせんの対象となりません。

手続きの手順

- ① 和泉市上下水道部お客さまサービス課で申請書一式を受取る。



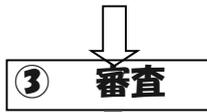
- ② 和泉市上下水道部お客さまサービス課に申請をする。

申請時に必要なもの

- ・和泉市水洗便所改造資金融資申請書(様式1-1号)
 - ・和泉市水洗便所改造資金融資申請書添付書類(様式1-2号)
 - ・和泉市水洗便所改造資金利子助成金交付申請書(様式1-3号)
 - ・和泉市水洗便所改造資金利子助成金交付請求書(様式1-4号)
 - ・水洗便所改造工事調書(様式第2号)
 - ・連帯保証人にかかる確約書
 - ・申請者の印鑑登録証明書
 - ・連帯保証人の印鑑登録証明書
 - ・申請者の市税納付状況照会に関する同意書
 - ・連帯保証人の市税納付状況照会に関する同意書
 - ・申請者が家屋の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
- ※前居住地の市町村が発行する納税証明書の提出が必要な場合があります。



裏へ続く



③ 審査

(※審査の結果、却下判定がおける場合があります。)



決定 OR 却下

※ 申請者宛に審査結果が届きます。

審査結果が届いたら

④金融機関に融資審査の申込み、融資契約をし融資を受ける。

申込みのできる金融機関
三井住友銀行 堺支店
池田泉州銀行 和泉市内の各支店

※申請時に必要なものについては、直接銀行にお問合せ下さい。



※ **48** カ月、遅滞なく償還(繰上げ返済可能)

⑤ 和泉市上下水道部お客さまサービス課から利子分を償還。

②申請時にご提出頂いている、
和泉市水洗便所改造資金利子助成金交付申請書(様式 1-3 号)
和泉市水洗便所改造資金利子助成金交付請求書(様式 1-4 号)
の内容に変更がある場合は、再度提出をお願いする場合があります。

問合せ先
和泉市上下水道部
お客さまサービス課 水洗化促進係
TEL:0725-99-8150(直通)

水洗便所改造資金融資あっせん制度提出書類チェック表

1、必ず提出が必要な書類

チェック欄

- 和泉市水洗便所改造資金融資申請書(様式 1-1 号)
- 和泉市水洗便所改造資金融資申請書添付書類(様式 1-2 号)
- 和泉市水洗便所改造資金利子助成金交付申請書(様式 1-3 号)
- 和泉市水洗便所改造資金利子助成金交付請求書(様式 1-4号)
- 水洗便所改造工事調書(様式第2号)
- 連帯保証人にかかる確約書
- 申請者の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 申請者の市税納付状況照会に関する同意書
- 連帯保証人の市税納付状況照会に関する同意書

2、場合により提出が必要な書類

- 申請者が家屋の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
- 転入等により和泉市で申請者・連帯保証人の税の納付状況が確認できない場合、
前年度と今年度の市府民税の納税証明書(又は非課税証明書)と
固定資産税の納税証明書(ない場合は必要なし)